

令和2年度

西東京市農業施策に関する意見

令和2年 11 月 16 日
西東京市農業委員会

西東京市におかれましては、第2次西東京市農業振興計画中間見直しに基づき、各種の農業振興施策に取り組まれているものと承知しております。

特定生産緑地や都市農地貸借円滑化法などの制度が始まり、農業者は新たな将来展望を描くことが求められている中で、市内の農業者の代表である農業委員会としては、農業者の意見に基づいた効果的な支援を、継続的に行っていくことが重要であると考えております。

本市の貴重な農業及び農地を将来にわたり守っていくため、市と農業委員会は連携して、都市農業の振興を通じた地域の発展を目指さなければなりません。

つきましては、西東京市に対し、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1 生産緑地制度への対応について

特定生産緑地制度に関して、市内に農地を所有する全ての農業者に対し、正確かつ十分な情報を提供し、制度について正しく理解できるよう適切な支援を行うこと。

また、特定生産緑地の申請においては、農業委員会と連携のうえ、適切に手続きを行うよう十分に配慮すること。

なお、生産緑地の指定基準における一団性の要件については、速やかに緩和を行うこと。

2 制度改正への対応について

生産緑地の貸借や農地法の改正など、新たな制度を活用した農業経営を推進できるよう十分な支援を行うこと。

3 農業者への適切な支援について

農業経営の効率化・省力化に努め、新たな農業技術の導入を図るなど、意欲を持って経営に取り組む農業者に対し、農地の規模に関わらず農業者の意向に沿った支援を検討し、規模や内容を充実させること。

4 都市農業に対する市民理解の促進について

農地の有する多面的機能の周知や、農業及び農地、農業者に対する理解を促進するため、市報等を活用した広報や、市民が農業と触れ合う機会の創出、地産地消を推進する事業などの施策に取り組むこと。

令和2年11月16日

西東京市長 丸山 浩一 様

西東京市農業委員会 会長 村田 秀夫